

事務連絡

令和7年6月9日

各都道府県消防防災主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

災害時の避難所としての大学施設（体育館等）の活用について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保のため、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））等を定め、適切な避難所運営を求めているところです。

また、上記取組指針において、指定避難所の指定にあたってはバリアフリー化された学校や公民館等の公共施設とすることが望ましいことや、公共施設のみでは指定避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル等を活用できるよう事前に協定を締結することを求めています。

このほか、自治体によっては、公立学校や公民館等のほか、私立大学等の施設（体育館等）を指定避難所として指定することにより、指定避難所の量的な確保を図っている自治体もあるところです。

については、自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活において、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、各自治体において避難所の不足が見込まれる場合には、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについても検討し、必要に応じて各大学の設置者と相談していただくことをお願いいたします。また、相談に当たっての留意事項を下記に記載しますので、各都道府県防災担当主管部局においては、指定避難所の量的な確保を図るため、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、文部科学省より各大学の設置者に対し本事務連絡の内容を周知する予定です。

記

- ・避難所の設置・運営等は、災害対策基本法において、原則として各市町村が主体となっていくこととされていること。また、災害救助法に基づいた避難所の設置・運営等に必要な経費については国による支援の対象となっていること。

- ・災害時の自治体への協力の在り方として、指定避難所の指定以外にも、帰宅困難者等の一時的な受入れを想定した一時滞在施設としての活用等もあること。
- ・学校法人が実施する指定避難所における避難者の生活環境改善の取組について、地方単独事業として地方公共団体が支出する補助金については、緊急防災・減災事業債の活用が可能となっていること。

〈連絡先〉 内閣府統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付 末崎、藤川

TEL 03-3501-5191

【参考】

避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定)(内閣府防災)(抄)

第1 平時における対応

2 指定避難所の指定等

(1) 指定避難所の指定等

ウ 指定避難所として指定する施設については、災対法施行令第20条の6で定める基準に沿って指定すること。

カ 上記ウの指定基準に加えて、指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいこと。また、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域などに立地している施設をやむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うことが望ましいこと。さらに、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

10 生活空間の確保

- (6) 平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スフィア基準に沿って、1人当たり最低 3.5 m²の居住スペースとなるようにすること。

事務連絡
令和7年6月9日

文部科学省

大臣官房文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

災害時の避難所としての大学施設（体育館等）の活用について(依頼)

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活において、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことを各自治体に求めているところです。

この度、指定避難所の量的な確保を図る観点から、公立学校や公民館等のみで避難所の不足が見込まれる場合には、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについても検討し、必要に応じて各大学と相談していただくことについて事務連絡（別添）を各都道府県防災担当主管部局あてに発出したところです。

ついては、貴省におかれましては、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについて、各自治体より各大学の設置者に対して相談があった場合には、適切に対応いただきたい旨、周知いただきますようお願い申し上げます。

〈連絡先〉

内閣府統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付 末崎、藤川

TEL 03-3501-5191

【参考】

避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 6 年 12 月改定）（内閣府防災）
（抄）

第 1 平時における対応

2 指定避難所の指定等

（1）指定避難所の指定等

ウ 指定避難所として指定する施設については、災対法施行令第 20 条の 6 で定める基準に沿って指定すること。

カ 上記ウの指定基準に加えて、指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいこと。また、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域などに立地している施設をやむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うことが望ましいこと。さらに、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

10 生活空間の確保

（6）平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スフィア基準に沿って、1人当たり最低 3.5 m²の居住スペースとなるようにすること。

事務連絡

令和7年6月9日

各国立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
文部科学省高等教育局大学振興課
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課

各自治体における指定避難所の確保の取組への対応について（周知）

このたび内閣府より、「災害時の避難所としての大学施設（体育館等）の活用」について、別添のとおり依頼がありました。

自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活において、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことが各自治体に求められています。

こうしたことを踏まえ、指定避難所の量的な確保を図る観点から、公立学校や公民館等のみで避難所の不足が見込まれる場合には、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについても検討し、必要に応じて各大学の設置者と相談することについて、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付から各都道府県消防防災主管課に対して事務連絡が発出されています。

については、各大学におかれましては、上記の主旨を踏まえ、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについて各自治体より相談があった場合には、各大学の実態に応じて適切に対応いただくようお願いいたします。また、既に指定避難所とされている大学施設を含め、必要な教育研究活動の継続や、早期の教育研究活動の再開が可能となるよう、大学施設における避難所運営についてあらかじめ自治体の防災担当主管部局と協議して定めておくなど、必要な準備についても御検討くださるようお願いし

ます。

本件について、国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人及び学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、周知をお願いします。

〈連絡先〉

【文教施設の防災に関することについて】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付企画係

TEL 03-6734-2319

【国立大学の教育研究に関することについて】

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

TEL 03-6734-3497

【公立大学の教育研究に関することについて】

文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

TEL 03-6734-3370

【私立大学の教育研究に関することについて】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

TEL 03-6734-2527

事務連絡
令和7年6月9日

文部科学省

大臣官房文教施設企画・防災部 参事官（施設防災担当） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

災害時の避難所としての大学施設（体育館等）の活用について(依頼)

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活において、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことを各自治体に求めているところです。

この度、指定避難所の量的な確保を図る観点から、公立学校や公民館等のみで避難所の不足が見込まれる場合には、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについても検討し、必要に応じて各大学と相談していただくことについて事務連絡（別添）を各都道府県防災担当主管部局あてに発出したところです。

ついては、貴省におかれましては、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについて、各自治体より各大学の設置者に対して相談があった場合には、適切に対応いただきたい旨、周知いただきますようお願い申し上げます。

〈連絡先〉

内閣府統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付 末崎、藤川

TEL 03-3501-5191

【参考】

避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 6 年 12 月改定）（内閣府防災）
（抄）

第 1 平時における対応

2 指定避難所の指定等

（1）指定避難所の指定等

ウ 指定避難所として指定する施設については、災対法施行令第 20 条の 6 で定める基準に沿って指定すること。

カ 上記ウの指定基準に加えて、指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいこと。また、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域などに立地している施設をやむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うことが望ましいこと。さらに、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

10 生活空間の確保

（6）平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スフィア基準に沿って、1 人当たり最低 3.5 m²の居住スペースとなるようにすること。

事務連絡

令和7年6月9日

各都道府県消防防災主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

災害時の避難所としての大学施設（体育館等）の活用について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保のため、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（令和6年12月改定）内閣府（防災担当））等を定め、適切な避難所運営を求めているところです。

また、上記取組指針において、指定避難所の指定にあたってはバリアフリー化された学校や公民館等の公共施設とすることが望ましいことや、公共施設のみでは指定避難所を量的に確保することが困難な場合には、旅館、ホテル等を活用できるよう事前に協定を締結することを求めています。

このほか、自治体によっては、公立学校や公民館等のほか、私立大学等の施設（体育館等）を指定避難所として指定することにより、指定避難所の量的な確保を図っている自治体もあるところです。

については、自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活において、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、各自治体において避難所の不足が見込まれる場合には、大学施設（体育館等）を指定避難所として指定することについても検討し、必要に応じて各大学の設置者と相談していただくことをお願いいたします。また、相談に当たっての留意事項を下記に記載しますので、各都道府県防災担当主管部局においては、指定避難所の量的な確保を図るため、貴管内市町村の防災担当主管部局に対して、その旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、文部科学省より各大学の設置者に対し本事務連絡の内容を周知する予定です。

記

- ・避難所の設置・運営等は、災害対策基本法において、原則として各市町村が主体となっていくこととされていること。また、災害救助法に基づいた避難所の設置・運営等に必要な経費については国による支援の対象となっていること。

- ・災害時の自治体への協力の在り方として、指定避難所の指定以外にも、帰宅困難者等の一時的な受入れを想定した一時滞在施設としての活用等もあること。
- ・学校法人が実施する指定避難所における避難者の生活環境改善の取組について、地方単独事業として地方公共団体が支出する補助金については、緊急防災・減災事業債の活用が可能となっていること。

〈連絡先〉 内閣府統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）付 末崎、藤川

TEL 03-3501-5191

【参考】

避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定)(内閣府防災)(抄)

第1 平時における対応

2 指定避難所の指定等

(1) 指定避難所の指定等

ウ 指定避難所として指定する施設については、災対法施行令第20条の6で定める基準に沿って指定すること。

カ 上記ウの指定基準に加えて、指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいこと。また、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域などに立地している施設をやむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うことが望ましいこと。さらに、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

10 生活空間の確保

(6) 平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スフィア基準に沿って、1人当たり最低 3.5 m²の居住スペースとなるようにすること。